岡山県産業廃棄物適正処理指導要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、産業廃棄物の適正処理に関し、必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

- **第2条** この要綱の用語の意義は、法、令及び規則の定めるところによる。
- 2 前項に定めるもののほか、この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該 各号に定めるところによる。
 - (1) 「排出事業者」 自己の事業活動に伴って産業廃棄物を生じさせる者をいう。
 - (2) 「産業廃棄物処理業者」 法第14条第1項若しくは第6項に規定する許可を受けた者(法第14条の2第1項に規定する許可を受けた者を含む。)又は法第14条の4第1項若しくは第6項に規定する許可を受けた者(法第14条の5第1項に規定する許可を受けた者を含む。)をいう。
 - (3) 「再生利用業者」 規則第9条第2号又は規則第10条の3第2号に規定する指定を 受けた者をいう。
 - (4) 「処理」 産業廃棄物の積替え、保管、収集、運搬、中間処理又は最終処分をいう。
 - (5) 「処分」 産業廃棄物の中間処理又は最終処分をいう。
 - (6) 「中間処理」 産業廃棄物の再生、減量化、中和、焼却、無害化等中間的な処分を いう。
 - (7) 「最終処分」 産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分をいう。
 - (8) 「産業廃棄物処理施設」 今第7条各号に規定する施設をいう。
 - (9) 「産業廃棄物関係施設」 令第7条各号に規定する施設のほか、産業廃棄物の処理 に係るすべての施設(運搬車両及び運搬容器を除く。)をいう。
 - (10)「最終処分場」 令第7条第14号に規定する処理施設をいう。
 - (11)「排出事業場」 工場その他事業活動に伴い産業廃棄物を排出する事業場及び工事 現場をいう。
 - (12)「県外事業者」 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和52年岡山県規則第61号。以下「細則」という。)第20条第1項に規定する事業者をいう。
 - (13)「県外産業廃棄物」 岡山県の区域外で発生した産業廃棄物であって岡山県の区域 内で処分されるものをいう。
 - (14)「県民局」 岡山県県民局設置条例(平成16年岡山県条例第53号)第1条の規定により設置された県民局をいう。

(排出事業者の責務)

- 第3条 排出事業者は、製造工程等の改善により産業廃棄物の発生量の抑制に努めるとと もに、発生した産業廃棄物については、資源化及び中間処理等による減量化、安定化等 の推進に努め、自らの責任において適正に処理するものとする。
- 2 排出事業者は、発生した産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者(再生利用業者を含む。以下同じ。)に委託する場合は、当該産業廃棄物処理業者の許可内容、産業廃棄物 関係施設の現況や能力、処理方法等を調査し、委託に係る産業廃棄物の適正な処理が可能であることを確認するとともに、当該産業廃棄物処理業者に対し、当該産業廃棄物の種類、性状その他処理に必要な情報を提供するものとする。
- 3 排出事業者は、産業廃棄物を適正に処理するため責任者を設置する等管理体制の整備 充実を図るとともに、産業廃棄物関係施設の維持管理に当たっては、関係法令を遵守し、 安全管理体制の整備等生活環境の保全上必要な措置を講じなければならないものとする。
- 4 排出事業者は、産業廃棄物の適正な処理に関する知識の研鑽をはじめ、自らの資質の 向上に努めるともに、従業員等に対しても産業廃棄物の適正処理及び処理技術について の指導及び教育に努めるものとする。
- 5 排出事業者は、産業廃棄物関係施設を設置するに当たっては、法、令、規則、細則及びこの要綱(以下「法令等」という。)の基準を遵守するとともに、大気の保全、水質の保全、道路交通の安全等周辺環境に十分配慮した措置をとるものとする。

(産業廃棄物処理業者の責務)

- 第4条 産業廃棄物処理業者は、排出事業者が自ら行うべき処理を排出事業者に代わって 行う者としての責任を自覚し、法令等に定める事項を遵守し、産業廃棄物を適正に処理 するものとする。
- 2 産業廃棄物処理業者は、排出事業者から委託を受けて処理する産業廃棄物について、 あらかじめ種類、性状等を正確に把握し、適正な処理を行うための管理体制の整備を図 るとともに、産業廃棄物関係施設の維持管理に当たっては、関係法令等を遵守し、安全 管理体制の整備等生活環境の保全上必要な措置を講じなければならないものとする。
- 3 産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物の適正処理に関する知識の研鑽をはじめ、自らの 資質の向上に努めるとともに、従業員等に対しても産業廃棄物に関する研修会等に参加 させるなど、その教育に努めるものとする。
- 4 産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物関係施設を設置するに当たっては、法令等の基準 を遵守するとともに、大気の保全、水質の保全、水道の取水地点等における利水、道路 交通の安全等周辺環境に十分配慮した措置をとるものとする。

(県の青務)

- 第5条 県は、県内における産業廃棄物の発生、処理等の実態の把握に努め、廃棄物処理 計画を策定するとともに、公共関与の最終処分場の建設等の推進に努めるものとする。
- 2 県は、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、排出事業者、産業廃棄物処理業者及 び再生利用業者(以下「排出事業者等」という。)の事務所、事業場、運搬車両等への 立入検査及び監視指導体制の強化を図るものとする。
- 3 県は、国や関係機関等との連携を図りながら、排出事業者等に対し法令等の周知を行 うとともに、県民に対し、産業廃棄物に関する正しい知識の提供など普及啓発に努める

ものとする。

- 4 県は、公共事業等に伴い発生する産業廃棄物については、排出事業者又は公共工事の 発注者として適正な処理の徹底に努めるとともに、排出量の抑制、資源化及び再生利用 の推進を図るものとする。
- 5 県は、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、産業廃棄物処理業者等の団体の指導 及び育成に努めるものとする。

(市町村の青務)

- 第6条 市町村は、地域住民の生活環境の保全のため、県の産業廃棄物行政に対して協力 し、住民からの苦情、意見、不法投棄に関する情報等の把握に努めるものとする。
- 2 市町村は、自らが産業廃棄物を直接又は間接的に排出していることを理解し、地域産業の健全な発展等のために産業廃棄物関係施設の確保等についても市町村の立場から、 県との連携及び協力に努めるものとする。

(県民の理解と協力)

第7条 県民は、県の産業廃棄物行政に協力し、産業廃棄物の適正な処理の推進に協力するものとする。

第2章 適正処理の推進

(処理に関する計画の策定)

- **第8条** 排出事業者のうち別に定める者は、その排出事業場に係る産業廃棄物の適正な処理に関し、別に定めるところにより産業廃棄物の処理に関する計画を定めるものとする。
- 2 前項に定める者の排出事業場を管轄する県民局長(県民局の長をいう。以下同じ。) は、同項に規定する産業廃棄物の処理に関する計画の提出を求め、必要な指導を行うこ とができるものとする。

(産業廃棄物処理業等の許可申請に関する基準)

第9条 産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可又は変更許可の申請を行 おうとする者は、別に定める基準を遵守するものとする。

(産業廃棄物関係施設の設置等に関する基準)

- 第10条 排出事業者等は、産業廃棄物関係施設の計画的な整備に努めるものとする。
- 2 産業廃棄物関係施設を設置しようとする者は、産業廃棄物関係施設の設置に当たっては、法令等に定められた技術上の基準のほか、別に定める基準を遵守するものとする。
- 3 排出事業者等は、産業廃棄物関係施設の維持管理及び収集又は運搬における維持管理 に当たっては、法令等に定められた維持管理基準のほか、別に定める基準を遵守するも のとする。
- 4 排出事業者等は、産業廃棄物関係施設の維持管理状況を記録し、5年間保存するものとする。

(県外産業廃棄物の搬入手続)

第11条 県外事業者は、県外産業廃棄物の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託する ときには、細則第20条第1項の規定による承認の通知書の写しを産業廃棄物処理業者に 交付するものとする。

- 2 産業廃棄物処理業者は、県外事業者から承認の通知書の写しの交付を受けるとともに、 排出事業者と産業廃棄物の処理に係る委託契約を締結した後でなければ、県外産業廃棄 物の搬入を行ってはならないものとする。
- 3 県外事業者は、産業廃棄物処理業者に委託して県外産業廃棄物を運搬又は処分すると きは、マニフェストを適正に使用するものとする。

第3章 産業廃棄物関係施設の設置等に係る事前協議

(事前協議)

- 第12条 次の各号に掲げる許可を申請しようとする者は、あらかじめ、当該申請に係る事業内容等を記載した計画書(以下「事前計画書」という。)により、当該申請に係る産業廃棄物関係施設の設置場所を管轄する県民局長と協議(以下「事前協議」という。) し、その事前協議を終了しなければならないものとする。
 - (1) 法第14条第1項及び法第14条の4第1項の規定による許可の申請(産業廃棄物の積替え又は保管を行おうとする場合に限る。)
 - (2) 法第14条第6項及び法第14条の4第6項の規定による許可の申請(当該申請に係る 事業の用に供するすべての産業廃棄物関係施設に関し、事前計画書が提出されている 場合を除く。)
 - (3) 法第14条の2第1項及び法第14条の5第1項の規定による許可の申請(産業廃棄物の処分を業とする申請においては、当該申請に係る事業の用に供するすべての産業廃棄物関係施設に関し事前計画書が提出されている場合を除き、産業廃棄物の収集又は運搬を業とする申請においては、その積替え又は保管を行おうとする場合に限る。)
 - (4) 法第15条第1項の規定による許可の申請
 - (5) 法第15条の2の6第1項の規定による許可の申請
- 2 法第14条第2項及び第7項並びに法第14条の4第2項及び第7項の規定による許可の 更新による場合は、前項の規定は適用しない。

(事業概要書の提出)

- 第13条 事前協議をしようとする者(以下「計画者」という。)は、あらかじめ事業概要書(様式第1号)を県民局長に提出し、指示を受けなければならないものとする。ただし、前条第1項第1号及び第3号(積替え又は保管を行おうとする場合に限る。以下「積替え等申請」という。)の場合にあっては、この限りでない。
- 2 事業概要書の提出部数は、正本1部、副本2部(県民局長が別途指示する場合はその 部数)とする。

(指示事項の通知)

第13条の2 県民局長は、計画者に対し当該事業概要書に係る留意事項等(以下「指示事項」という。)を通知するものとする。この場合において、県民局長は、指示事項の通知に先立ち、地元市町村長及び県民局長が必要と認めた市町村長(以下「関係市町村長」という。)に対して、当該事業概要書を添付の上、生活環境保全上の見地及び関係法令

等からの意見を照会することができるものとする。

2 計画者は、前項の規定による指示事項の通知を受けたときは、指示事項に従い計画の 変更等を行わなければならないものとする。

(事前計画書)

- 第13条の3 計画者は、前条第1項の規定による指示事項に対する措置を終了した後に、 第12条第1項各号に係る事前計画書(様式第2号~第5号)を県民局長に提出するもの とする。ただし、積替え等申請の場合にあっては、前2条の規定によらず、事前計画書 (様式第9号)を提出するものとする。
- 2 事前計画書の提出部数は、正本1部、副本2部(県民局長が別途指示する場合はその 部数)とする。

(地元住民等の同意書)

- 第14条 事前計画書に添付する隣接の土地所有者、周辺住民及びその他の利害関係者(以下「地元住民等」という。)の同意書(以下「同意書」という。)は、次の各号に定める者の同意書をいう。
 - (1) 隣接の土地に対し、所有権その他の物権又は使用若しくは収益を目的とする権利を有する者
 - (2) 地元住民の代表者
 - (3) 放流先の水利関係者
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に定める同意書の添付を省略することが できるものとする。
 - (1) 産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を受け、営業を行っている 者が、地元住民等と産業廃棄物の処分について、環境保全協定、同意書及びその他こ れらに類する書類を取り交わし、その範囲内において産業廃棄物処分業又は特別管理 産業廃棄物処分業の事業範囲を拡大するとき。
 - (2) 産業廃棄物関係施設の更新(処理能力の増大を伴わないものに限る。)又は環境汚染防止対策設備の整備をするとき。
 - (3) 排出事業者が、自ら排出した産業廃棄物を自ら処分するために、産業廃棄物処理施設(最終処分場を除く。)の設置又はその構造若しくは規模の変更を行うとき。ただし、当該施設が設置されている事業場内から発生する産業廃棄物のみを処分する場合に限る。
 - (4) 積替え等申請を行うとき。
 - (5) その他知事が特に必要と認めるとき。

(市町村長への意見照会)

- 第15条 県民局長は、事前計画書が提出されたときは、関係市町村長に対して、当該事前 計画書を添付の上、生活環境保全上の見地及び関係法令等からの意見を照会するものと する。
- 2 関係市町村長は、前項に定める意見照会に対する回答を行うものとする。

(指導事項の通知等)

第16条 県民局長は、関係市町村長の意見を聴取の上、事前計画書の内容を審査し、指導 すべき事項があると認めたときは、計画者に対してその事項を通知するものとする。 2 計画者は、前項の規定による通知を受けたときは、必要な措置を検討の上、その結果を県民局長に報告しなければならない。

(事前協議終了の通知)

第17条 県民局長は、事前計画書の内容又は前条第2項の規定による報告が適当であると 認めたときは、計画者及び関係市町村長に対し、当該事前計画書の審査終了(以下「事 前協議終了」という。)の通知を行うものとする。

(事前協議終了の有効期間)

第18条 事前協議終了の有効期間は、前条の規定による事前協議終了の通知をした日から 2年間とする。ただし、事前協議終了の通知を受けた者からの申出に基づき、正当な事 由があると認めるときは、その有効期間を延長することができるものとする。

(施設許可申請及び工事着手の時期)

- 第19条 計画者は、第17条の規定による事前協議終了の通知を受けるまでの間は、法第15条第1項又は法第15条の2の6第1項の規定による設置等の許可の申請を行うことができないものとする。
- 2 計画者であって、法第15条第1項又は法第15条の2の6第1項の規定による設置等の 許可の申請を要しない者は、第17条の規定による事前協議終了の通知を受けるまでの間 は、産業廃棄物関係施設の設置等の工事に着手することができないものとする。

(工事着手届等)

- 第20条 法第15条第1項又は法第15条の2の6第1項の規定による許可(当該許可を要しないものにあっては、第17条に定める事前協議終了の通知)を受けた者(以下「許可者等」という。)は、産業廃棄物関係施設の設置等の工事に着手する10日前までに、工事着手届出書(様式第6号)を県民局長に提出しなければならない。
- 2 許可者等は、産業廃棄物関係施設の工事が完成したときは、施設完成届出書(様式第7号)を県民局長へ提出しなければならない。ただし、法第15条の2第5項の規定による産業廃棄物処理施設使用前検査申請書を県民局長へ提出する場合は、この限りではない。

(施設の完成確認検査)

第21条 県民局長は、前条第2項の規定による施設完成届出書が提出されたときは、当該施設の完成確認検査(法第15条の2第5項の規定による検査を受ける者を除く。)を行うものとする。

(処分業許可申請の時期)

第22条 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者、特別管理産業廃棄物の処分を業として行おうとする者、産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者であって法第15条第1項又は法第15条の2の6第1項に規定する設置等の許可の申請をした者は、法第15条の2第5項の規定による検査又は前条の規定による検査を受け、検査済証を受けた後に法第14条第6項、法第14条の2第1項、法第14条の4第6項又は法第14条の5第1項の規定による申請を行うものとする。

第4章 適正な管理の推進

(最終処分場の管理)

第23条 最終処分場を設置した者は、当該最終処分場における埋立処分が終了した後においても、その跡地が地域の生活環境保全上の問題を生じないよう適正な管理に努めるものとする。

(環境保全協定の締結)

第24条 第17条の規定による事前協議終了の通知があった計画者は、必要に応じ、関係市 町村長と産業廃棄物関係施設の設置、管理等に関し、環境保全協定を締結するものとす る。

(産業廃棄物処理に係る事故時の措置)

- 第25条 排出事業者等は、産業廃棄物の流出又はその他生活環境に影響を及ぼす事故が発生したときには、直ちに環境保全上の支障を除去する等適切な応急措置を講ずるとともに、事故の状況等を速やかに県民局長及び関係市町村長に報告するものとする。
- 2 県民局長は、前項に定める報告があったときは、排出事業者等に対して、事故の拡大 又は再発の防止のために必要な措置を講ずべきことを指示することができるものとする。
- 3 排出事業者等は、事故原因の究明に努めるとともに、再発防止のために必要な措置を 講じるものとする。
- 4 排出事業者等は、事故に係る必要な措置が完了したときは、事故措置完了報告書(様式第8号)により速やかに県民局長に報告するものとする。

第5章 雑 則

(管轄)

- 第26条 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業許可申請等に係る事務の管轄 は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 積替保管場所の設置を伴わない収集運搬業の許可の申請にあっては、産業廃棄物の主な積み卸し場所を管轄する県民局とする。ただし、申請者が県内に主たる事務所 (法人にあっては登記事項証明書に記載された住所、個人にあっては住民票に記載された現住所による。) を有するときは当該事務所を管轄する県民局とし、主たる事務 所以外の事務所 (支店又は営業所等) のみを有するときは、当該事務所を管轄する県民局とする。
 - (2) 積替保管場所の設置を伴う収集運搬業の許可の申請にあっては、当該積替保管場所の設置場所を管轄する県民局とする。
 - (3) 前2号の規定にかかわらず、収集運搬業の許可申請を行う者(積替保管場所を設置する者を含む。)が、既に岡山県知事から法第14条第6項、法第14条の2第1項、法第14条の4第6項又は法第14条の5第1項の規定による処分業の許可(この条において「処分業許可」という。)を受けている場合又は同時に処分業許可を申請する場合は、当該処分業許可を管轄する県民局が管轄するものとする。

- (4) 処分業許可の申請にあっては、当該申請に係る産業廃棄物関係施設の設置場所を管轄する県民局とする。ただし、当該処分業許可により、複数の産業廃棄物関係施設を有することとなる場合は、次の順により、該当する県民局が管轄するものとする。
 - ① 申請者が産業廃棄物最終処分場を有する場合は、当該施設の設置場所を管轄する 県民局
 - ② 申請者が①の施設を有さない場合で、産業廃棄物処理施設である焼却施設を有する場合は、当該施設の設置場所を管轄する県民局
 - ③ 申請者が①及び②の施設を有さず、それ以外の産業廃棄物処理施設を有する場合は、当該施設の設置場所を管轄する県民局
 - ④ 申請者が①、②及び③の産業廃棄物処理施設を有さず、産業廃棄物関係施設のみ を有する場合は、当該施設の設置場所を管轄する県民局
- (5) 法第15条第1項又は法第15条の2の6第1項の規定による施設の許可の申請にあっては、当該施設の設置場所を管轄する県民局とする。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

- 第27条 第16条第2項、第18条、第20条第1項及び同条第2項並びに第25条第4項の規定による届出、申出及び報告(以下「届出等」という。)については、電子情報処理組織(県の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と届出等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により行うことができる。
- 2 前項の規定により行われた届出等は、岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成16年岡山県規則第18号)及び岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する取扱要領(平成16年2月23日制定)の規定を準用する。

(従前の要綱等との関係)

第28条 従前定めた通知及び要綱等の規定のうち、この要綱に別の定めがあるものについては、当該規定はその効力を失う。

(委任)

第29条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成8年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、岡山市及び倉敷市の区域については、適用しない。
- 3 この要綱の施行の際、現に事前指導等を受けているものについては、なお従前の例に よる。
- 4 この要綱の施行の際、従前定めた様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附則

この要綱は、平成10年6月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年8月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定(第26条第1号及び第3号の規定を除く。)は、岡山市及び倉敷市の区域については、適用しない。

附則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。